

第2回岡山県子ども・子育て会議 次第

日時 平成26年5月14日(水)14:00から
場所 ピュアリティまきび「孔雀」

1 開 会

2 挨拶

3 新任委員の紹介

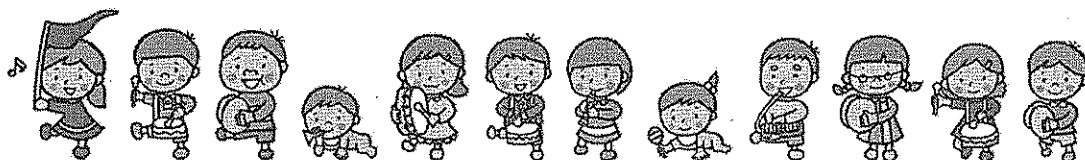
4 議 事

- (1) 「次期岡山いきいき子どもプラン」(仮称)骨子案について
- (2) 県民意識調査の結果(概要)について
- (3) 意見交換
- (4) その他

5 閉 会

(配付資料)

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 資料 1 | 岡山県の少子化の状況について |
| 資料 2 | 岡山いきいき子どもプランに係る県民意識調査報告書(概要版) |
| 資料 3 | 少子化危機突破のための緊急対策 |
| 資料 4 | 岡山県子ども・子育て支援事業支援計画の策定について |
| 資料 5 | 次世代育成支援対策推進法の概要 |
| 資料 6 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」 |
| 資料 7 | 「健やか親子21」に基づく県計画 |
| 資料 8 | 家庭的擁護の推進に向けた「都道府県推進計画」 |
| 資料 9 | 子どもの貧困対策の推進に関する法律(概要) |
| 資料 10 | 子ども・子育て会議委員からいただいた御意見 |
| 資料 11 | 子ども・子育て支援新制度に係るスケジュール |
| 参考資料 | リーフレット 子ども・子育て支援新制度なるほどBOOK |



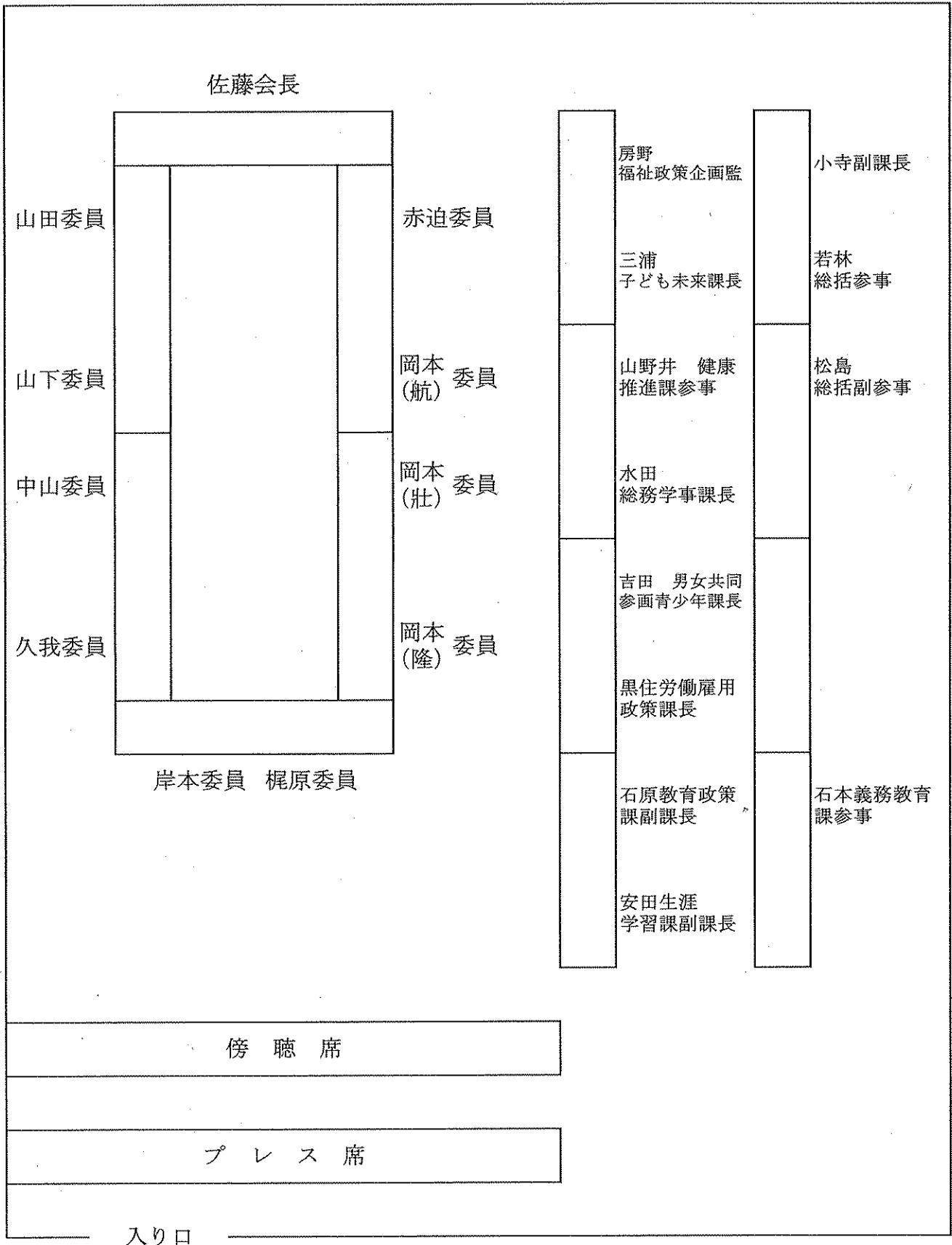
岡山県子ども・子育て会議委員名簿

赤迫	康代	NPO法人子ども達の環境を考える「ひこうせん」代表理事
岡本	航平	子育て当事者（公募委員）
岡本	壯二	岡山県私立幼稚園連盟理事長
岡本	隆	玉野市社会福祉部子育て支援課長
梶原	洋一	日本労働組合総連合会岡山県連合会副会長
岸本	理香	子育て当事者（公募委員）
久我	久徳	日本青年会議所中国地区岡山ブロック協議会会長
阪田	宗道	岡山県保育協議会会長
佐藤	和順	岡山県立大学保健福祉学部保健福祉学科教授
武田	浩一	岡山経済同友会理事（明日の人材委員長）
中山	芳一	岡山大学キャリア開発センター助教
則武	直美	岡山県児童養護施設等協議会副会長
藤谷	幸弘	岡山県PTA連合会会長
山下	芳枝	岡山県愛育委員連合会副会長
山田	美恵子	久米南町保健福祉課長

(50音順 15名)

第2回岡山県子ども・子育て会議配席図

平成26年5月14日(水)14:00～
ピュアリティまきび「孔雀」



「次期岡山いきいき子どもプラン」(仮称)骨子案

平成22年3月「岡山いきいき子どもプラン2010」(以下、「現プラン」という。)の策定後においても、核家族化や晩婚化・未婚化は進行し、出生率と出生数の減少傾向は一層深刻化している。結婚や妊娠、出産は個人の考え方や価値観に関わる問題であり、個人の自由な選択が最優先されることは言うまでもないが、少子化対策は我が国の将来を考える上で、大きな社会的課題であるということを念頭においた対策が必要である。

このため、現プランの点検・評価を行い、今日的課題に対応できるよう、取組をさらに発展・強化して、次代を担うすべての子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを目指し、「次期岡山いきいき子どもプラン」(仮称)を策定するものである。

プランの推進に当たっては、地域、学校、企業、関係団体などすべての県民が協働し、子どもの視点に立って総合的・計画的に推進する。

1 計画の性格・位置付け

中期的な視点から、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備を総合的・計画的に推進するための基本的な計画

- ・子ども・子育て支援法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援対策の実施に関する計画(都道府県)」
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」
- ・国の「健やか親子21」に基づく県計画
- ・家庭的擁護の推進に向けた「都道府県計画」
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく県計画(未定)

2 基本理念

岡山県の特性を踏まえた上で、県民誰もが共感できる理念を設定する。

〈基本理念(案)〉

全ての子どもたちが明るい笑顔で暮らす生き生き岡山を目指して

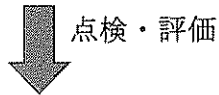
3 計画期間

平成27年度から31年度までの5年間

4 策定に向けた考え方

次の4つの観点から現状分析と現プランの点検・評価を行う。

- (1)統計データの推移（岡山県の少子化の状況について等）
- (2)県民意識調査結果の解析（岡山大学との連携）
- (3)県民意識調査結果の前回データとの比較
- (4)個別事業の目標事業量の達成状況の把握



現プラン

>>>>>発展・強化>>>>>

新プラン策定

(計画期間：平成22～26年度)

(平成27年4月スタート)



〈国の方針等〉
少子化危機突破のための緊急対策
子ども・子育て支援新制度の本格施行 等

5 本県の少子化等の現状

資料1「岡山県の少子化の状況について」

6 県民意識調査結果の概要

資料2「岡山いきいき子どもプランに係る県民意識調査報告書（概要版）」

7 計画の内容

現プランの4つの基本目標を、県民意識調査結果の前回データとの比較や個別事業との目標事業量の達成状況の把握などにより検証し、より分かりやすく、また、今日的課題に対応できるように、整理・統合していく。

P.5「7 計画の内容」

8 計画の推進体にあたって

1 役割

家庭、地域、企業、学校、関係団体、県・市町村等の役割を記載

2 計画の推進体制

庁内推進体制、岡山県子ども・子育て会議、岡山県子どもを健やかに生み育てるための環境づくり推進協議会の体制、役割等を記載

3 計画の達成状況の点検及び評価

各年度において、計画に基づく施策の実施状況等について点検、評価し、結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施

7 計画の内容

現プランの項目	次期プランの項目
	<p>【(新)基本目標】 結婚、妊娠、出産の希望がかなう環境づくり</p> <p>1 出会うための環境づくりの推進 2 子供を産みたい人が出産できる環境づくりの推進</p>

※少子化危機突破のための緊急対策及び県民意識調査結果に基づき新規目標を設定

現プランの項目	次期プランの項目
<p>【基本目標】 I 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり</p> <p>1 母子保健対策の充実 (1) 正しい知識の普及と情報提供→【(新)基本目標】 (2) 全戸訪問による早期支援 (3) 健康診査と保健指導等の充実 (4) 相談体制の充実 (5) 歯の健康づくり (6) 思春期保健対策の充実 (7) 不妊治療対策の充実→【(新)基本目標へ】</p> <p>2 家庭の子育て力の充実 (1) 次代の親の育成 (2) 若者の就職支援 (3) 困難を有する子どもや若者の支援 (4) 結婚を応援する環境づくり→【(新)基本目標へ】 (5) 家庭の教育力の向上 (6) 男女共同参画による子育ての推進</p> <p>3 食の安全・安心の確保と食育の推進 (1) 食の安全・安心の確保 (2) 食育の推進</p>	<p>【基本目標】 子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり</p> <p>1 母子保健対策の充実 (1) 全戸訪問による早期支援 (2) 健康診査と保健指導等の充実 (3) 相談・支援体制の充実 (4) 歯の健康づくり (5) 思春期保健対策の充実</p> <p>2 家庭の子育て力の充実 (1) 次代の親の育成 (2) 若者の就職支援 (3) 困難を有する子どもや若者の支援 (4) 家庭の教育力の向上 (5) 男女共同参画による子育ての推進</p> <p>3 食の安全・安心の確保と食育の推進 (1) 食の安全・安心の確保 (2) 食育の推進</p>

現プランの項目

【基本目標】

Ⅱ 子どもが健やかに育つ地域・社会づくり

- 1 県民みんなで子育てをする気運の醸成
 - (1) 県民みんなで子育てをする気運の醸成
 - (2) 地域社会の教育力の向上

- 2 地域ぐるみの子育て支援の推進
 - (1) 子育て支援ネットワークの充実
 - (2) 子育て支援組織の育成
 - (3) ふれあいの拠点づくり
 - (4) 多様な子育て資源の掘り起こし
 - (5) 地域における人材の養成確保
 - (6) 子育てサービス情報の発信

- 3 子どもの生きる力の育成
 - (1) 地域・世代間交流の促進
 - (2) 社会参加活動への支援
 - (3) 学校教育の推進

- 4 安全・安心な子育て環境の整備
 - (1) 安全な遊び場の整備
 - (2) 安全な生活環境の整備
 - (3) 安心な社会環境づくり

次期プランの項目

【基本目標】

みんな子ども・子育てを応援する地域づくり

- 1 県民みんなで子育てをする気運の醸成
 - (1) 県民みんなで子育てをする気運の醸成
 - (2) 地域社会の教育力の向上

- 2 地域ぐるみの子育て支援の推進
 - (1) 子育て支援ネットワークの充実
 - (2) 子育て支援組織の育成
 - (3) ふれあいの拠点づくり
 - (4) 多様な子育て資源の掘り起こし
 - (5) 地域における人材の養成確保
 - (6) 子育てサービス情報の発信

- 3 子どもの生きる力の育成
 - (1) 地域・世代間交流の促進
 - (2) 社会参加活動への支援
 - (3) 学校教育の推進

- 4 安全・安心な子育て環境の整備
 - (1) 安全な遊び場の整備
 - (2) 安全な生活環境の整備
 - (3) 安心な社会環境づくり

現プランの項目
<p>【基本目標】</p> <p>Ⅲ 子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり</p>
<p>1 子育て相談体制の充実</p> <p>(1) 相談体制の充実</p> <p>(2) 子育て支援情報の提供</p>
<p>2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保</p> <p>(1) 周産期・小児医療対策の充実</p> <p>(2) 小児慢性特定疾患の医療の充実</p> <p>(3) 感染症対策の推進</p>
<p>3 子育て家庭に対する経済的支援と住宅環境の整備</p> <p>(1) 子ども手当等の支給</p> <p>(2) 医療費、教育費の負担軽減</p> <p>(3) 子育て家庭に配慮した良質な住宅の確保</p>
<p>4 きめ細かな保育の拡充</p> <p>(1) 保育サービスの拡充</p> <p>(2) 放課後児童クラブの拡充</p> <p>(3) 多様なニーズに対応できる人材の養成確保</p>
<p>5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進</p> <p>(1) 企業の意識改革への取組</p> <p>(2) 出産・子育てがしやすい職場環境の整備</p> <p>(3) 再就職への支援</p>

次期プランの項目
<p>【基本目標】</p> <p>子育て家庭をきめ細かくサポートする体制づくり</p>
<p>1 子育て相談体制の充実</p> <p>(1) 相談体制の充実</p> <p>(2) 子育て支援情報の提供</p>
<p>2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保</p> <p>(1) 周産期・小児医療対策の充実</p> <p>(2) 小児慢性特定疾患の医療の充実</p> <p>(3) 感染症対策の推進</p>
<p>3 子育て家庭に対する経済的支援と住宅環境の整備</p> <p>(1) 子ども手当等の支給</p> <p>(2) 医療費、教育費の負担軽減</p> <p>(3) 子育て家庭に配慮した良質な住宅の確保</p>
<p>※ 4 幼児期の学校教育・保育の拡充等による支援新制度の推進</p> <p>○ 区域の設定</p> <p>○ 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期</p> <p>○ 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容</p> <p>○ 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置</p>
<p>5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進</p> <p>(1) 企業の意識改革への取組</p> <p>(2) 出産・子育てがしやすい職場環境の整備</p> <p>(3) 再就職への支援</p>

※4については、子ども・子育て支援新制度で定める必須記載事項のため組み替え

現プランの項目
<p>【基本目標】</p> <p>IV 子どもをまもり支援する体制づくり</p>
<p>1 子ども虐待防止対策の推進</p> <p>(1) 発生予防対策の推進</p> <p>(2) 子ども虐待防止対策の充実</p> <p>(3) 市町村の対応力の強化</p> <p>(4) 地域のネットワークの拡充</p> <p>2 社会的養護体制の充実</p> <p>(1) 施設養護の充実</p> <p>(2) 里親制度の充実</p> <p>(3) 子どもの権利擁護の強化</p> <p>3 障害のある子どもの支援</p> <p>(1) 障害のある子どもの支援</p> <p>(2) 発達障害のある子どもの支援</p> <p>4 ひとり親家庭の自立支援</p> <p>(1) 就業支援の強化</p> <p>(2) 相談機能の強化</p> <p>(3) 経済的自立の支援と福祉・雇用の連携</p>

次期プランの項目
<p>【基本目標】</p> <p>子どもをまもり支援する体制づくり</p>
<p>※ 1 児童虐待防止対策の充実</p> <p>(1) 児童相談所の体制の強化</p> <p>(2) 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進</p> <p>(3) 妊娠や子育て家庭の相談体制の整備</p> <p>(4) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証</p> <p>※ 2 社会的養護体制の充実</p> <p>(1) 家庭的養護の推進</p> <p>(2) 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成</p> <p>(3) 自立支援の充実</p> <p>(4) 家族支援及び地域支援の充実</p> <p>(5) 子どもの権利擁護の推進</p> <p>※ 3 障がい児施策の充実等</p> <p>(1) 地域の療育体制の整備</p> <p>(2) 特別支援教育等の充実</p> <p>※ 4 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進</p> <p>(1) 子育て・生活支援策</p> <p>(2) 就業支援策</p> <p>(3) 養育費の確保策</p> <p>(4) 経済的支援策</p> <p>※ 5 子どもの貧困対策の推進</p>

※1～4については、子ども・子育て支援新制度で定める必須記載事項のため組み替え

※5については、子どもの貧困対策の推進に関する法律により新規設定（今後検討）